

広報 おんが

第138号

昭和47年4月10日

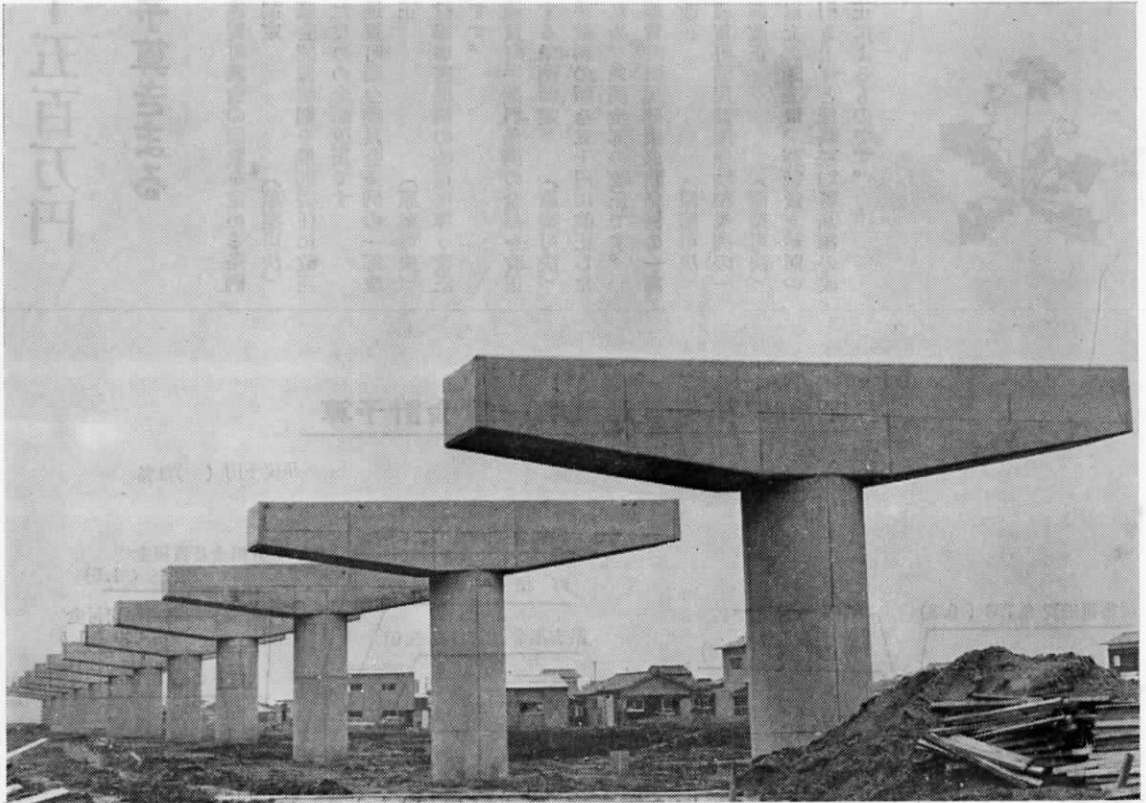
発行所

遠賀町場役

編集発行

遠賀町庶務課

印刷所冷牟田印刷合資会社



第1期工事を終った遠賀バイパス高架橋台

—新町団地中央を縦断—

人のうごき		(3月の住民基 本台帳から)	
人口	9,710人	(△7)	
男	4,610	(△9)	
女	5,100	(△2)	
世帯数	2,500戸	(△8)	
() 内は前月比			

二十九日 天皇誕生日

話記念日

サンフランシスコ講

念日

身体障害者福祉法記

念日

間 通信記念日、郵政週

十八日 発明の日

二十日 間 通信記念日、郵政週

十一日 メートル法公布記念日

十日 婦人の日

七日 世界保護デー

四月のこよみ



一般会計 三億五千五百万円

四十七年度予算きまる

去る三月三十一日招集された三月定例議会は昭和四十七年度歳入歳出予算案をはじめ十八議案が審議され、三月二十九日全日程を終了しました。

○ 昭和三十七年度遠賀町一般会計予算 (修正可決)

○ 昭和三十七年度遠賀町国民健康保険事業特別会計予算 (修正可決)

○ 昭和三十七年度遠賀町農業共済事業特別会計予算 (修正可決)

○ 昭和四十六年度遠賀町一般会計補正予算 (原案可決)

○ 昭和四十六年度遠賀町国民健康事業特別会計補正予算 (原案可決)

○ 昭和四十六年度遠賀町農業共済事業特別会計補正予算 (原案可決)

○ 昭和四十六年度遠賀町国民健康事業特別会計補正予算 (原案可決)

○ 昭和四十六年度遠賀町農業共済事業特別会計補正予算 (原案可決)

○ 昭和四十六年度遠賀町農業共済事業特別会計補正予算 (原案可決)

○ 昭和四十六年度遠賀町農業共済事業特別会計補正予算 (原案可決)

○ 昭和四十六年度遠賀町農業共済事業特別会計補正予算 (原案可決)

○ 遠賀町議会の回数を定める条例制定 (原案可決)

○ 遠賀町議会を規則委任に改正したための全面改正です

○ 遠賀町議会委員会条例の一部改正 (原案可決)

○ 役場事務機構の改正に伴う改正です

○ 遠賀町手数料条例の全部を改正する条例制定 (原案可決)

○ 遠賀町国民健康保険条例の一部改正 (原案可決)

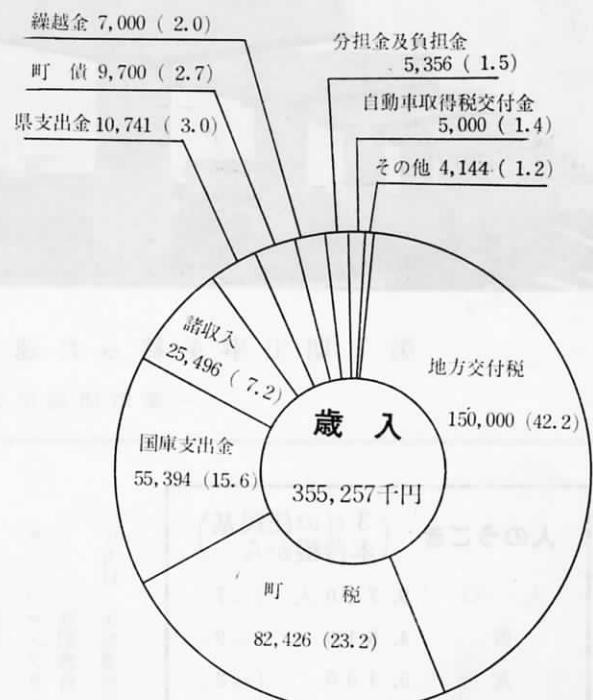
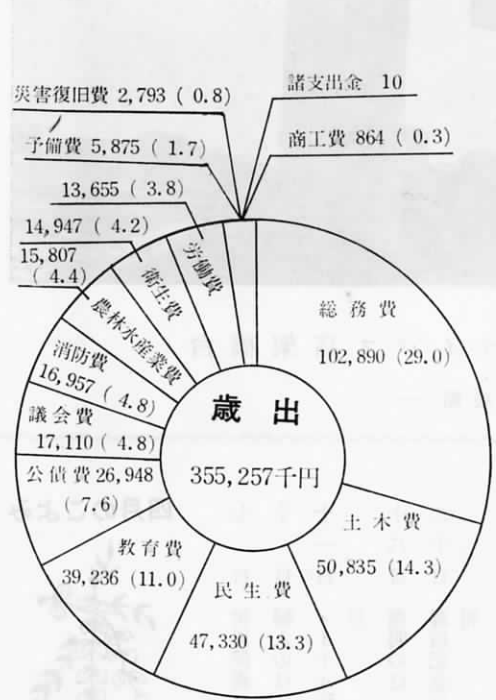
○ 遠賀町国民健康保険条例の一部改正 (原案可決)

○ 遠賀町国民健康保険給料の引き上げと保険税均等割額の改正によるものです



昭和47年度 遠賀町一般会計予算

単位千円 ()は%



昭和47年度 遠賀町教育施策要綱

▽調和と統一ある教育△ ▽豊かな心を持つ有為な社会人形成△

明治五年に学制が發布され我が国の学校制度が創設されてから、百周年の記念すべき年であり、昨年中央教育審議会の答申もあり、今日の社会経済の急激な発展や科学技術のめざましい進歩に対応し、将来の豊かな社会の建設を目的として、その根柢となる教育の刷新充実を図ることは最も緊急なことである。

また、社会教育においても、昨年「急激な社会構造の変化に対処する社会教育のあり方」について社会教育審議会は答申しており、社会教育推進の基本方針を明らかにしている。

このように激変する国の内外の情勢を考へる時、当教育委員会は本町の総合計画のもとに、学校教育、社会教育のそれぞれの役割を明らかにし、その有機的協力のもとに教育の諸条件を整備し、本町の長期的教育文化の振興計画の実現に努める。

幸にして、社会教育担当者の定員増があり、豊かな住みよい町づくりを推進する為、情操豊かな身心ともに健全な青少年の育成と郷土を愛し、豊かな心を持つ有為な社会人の形成をめざし、教育文化の振興をはかり、町民の期待にこたえるよう最善の努力をしなければならぬ。

これが為には、各教育関係者と緊密な連携をとり、協力して教育を推進し、町民の理解と協力のものと堅実な教育効果の向上を期し、教育町遠賀の推進につとめる。

このよう理解と決意にもとづいて昭和四十七年度の教育施策を次のように決定する。

※学校教育

1. 職員としての職務規律の確立
(1) 教育公務員としての使命の自覚と教育精神の高揚につとめる
- (2) 責任体制を明確にして服務規律と職場秩序の確立を図る
- (3) 校務運営の効率的推進を図る

2. 教育内容の充実と基礎学力の向上を図る

- (1) 新指導要領に基く学習指導の徹底を図る
- (2) 学校現場における研修の推進と指導力の向上を図る
- (3) 能率的な学習指導を強化する
- (4) 教育内容の精選と近代化による学習指導の改善を図る
- (5) 個に徹する教育を推進する

3. 教職員の研修

- (1) 研究会、講習会へ計画的に参加させ、意慾的に研修させる
- (2) 小中一貫性のある効果的研究研修を推進する
- (3) 教職員の個人またはグループ教育研究を助成する
- (4) 学校の研究テーマによる研究を助成し、全職員の力を結集するとともに特色ある学校経営の推進を図る

- (5) 同和教育について研究を深める
4. 安全教育と保健教育の推進を図る

※社会教育

- (1) 学校体育の振興をはかり、体育施設、設備の整備を促進する：遠中講堂の体育施設、浅木小プールの建設等
- (2) 学習用机を整備する
- (3) 教室の電燈設備を促進する
- (4) 運動場の整備を図り、体力の向上と、スポーツの振興につとめる

社会教育の振興は、本町の重点施策の一として取り上げられ、これが果すべき役割と責務を自覚し、地域連帯感、人間疎外感の欠如など、社教審答申にもられた生涯教育を基盤として新しいコミュニティ活動の推進とその実践を期する。

1. 公民館の運営活動を強化する

地域住民による公民館活動の充実を図る為、その運営方法の研究を進める

2. 指導者の研修に努める

公民館役員、社会教育関係団体役員等の研修に努め、指導性の確立を図る

3. 社会教育の内容の充実を図る

- (1) 各種学級（婦人学級、家庭教育学級、老人学級、両親学級、母親学級等）の学習を通じ、自発的、自主的な集団とし、しかも共同学習、問題学習などを取り入れるなど学習方法の刷新充実を図る
- (2) 学習内容の近代化を進め、視聴覚教材利用の効果を図る
- (3) 行事の重点化ならびに教育的深化に努める
4. 青少年の健全育成に努める
青少年問題協議会との連携を密にして青少年補導員の活動を強化するとともに、子ども会の育成に努める
5. 社会体育の推進を図る
体育協会との連携をとり、体育諸行事を検討し、体育指導員の活動と相まって町民の体育に対する理解と協力を促進する。

- 町民体育祭
- 町民球技大会
- 少年球技大会
- スポーツ少青团



に
ば
な
ら
な
い。

昭和四十六年度末 教職員の人事異動

町内三校の異動が次のように発令になりました。

島門小学校

転出

教諭 後藤 静代 浅木小へ

中村 逸男 猪熊小へ

松丸 照子 山田小へ

事務職員 三瓶 寧夫 教育庁遠賀出張所主事へ

転入

教諭 国崎 慎二 猪熊小から

千々和和子 机小から

事務職員 小野 耕司 芦屋小から

浅木小学校

転出

教頭 大石 敏夫 教育庁遠賀出張所教務課長へ

教諭 門司登美恵 芦屋小へ

転入 高山ヨシ子 山田小へ

教諭 後藤 静代 島門小から

教頭 門司 恒友 机小から

遠賀中学校

転出

教諭 神山美喜夫 芦屋中教頭へ

田中 孝紀 福岡教育センター長期研修生へ

転入 小林 一老 水巻中から

下川 玲司 水巻中から

婚姻届の即日履行を いたしましょう

◎結婚の式だけでは正式の夫婦とはいえません。

いかに盛大な華燭の典を挙げ事実上においては自他ともに認める婚姻関係にあっても、届出をしなければ、法律上夫婦として認められません。いわゆる内縁関係です。夫婦生活を営みながら法律上の夫婦ではありません。このような不自然な状態がごくあたりまえのように行なわれております。

◎内縁は、いろいろな点で不利となり、法律上の保護を受けられません。

①氏一(姓名の姓)一が違います。

②その間に生まれた子は、非嫡の子(戸籍上父親のない子)ということになり、認知手続(父親が自分の子であるということ届出ること)を経なければ父との間に親子関係も生じません。

③内縁の夫(妻)が他の女(男性)と一緒にいると正式に結婚

するということも、法律制度上防げません。

◎相続権もありません。

◎婚姻届は、結婚式の日にいたしましょう。

結婚式に新郎新婦の婚姻届書に署名、押印という式順を入れ、その日に届出をし、名実ともに夫婦として新しい出発を飾りましょう。

届書は、日曜日や祝日でも市町村は受け付けます。

◎結婚記念日が名実ともに同じ日であるようにいたしましょう。

一般には、挙式の日と届出の日が異なるため挙式の日を結婚記念日としておりますが、この日は法律上夫婦になられた日ではありません。結婚式の日に出出をして、名実ともに意義ある結婚記念日といたしましょう。

◎手続きは、だれでも簡単にできます。

①届出用紙は、市町村役場に備えてあります。

②郵送でもよいし、また他人に託すこともできます。

③二人の証人が必要です。

④本籍が遠賀町以外の人は戸籍抄本が必要です。

◎その他くわしいことは、あらかじめ役場戸籍係にお尋ねください。

子どもを交通事故から 守りましょう

◆新入学児童二人が即死◆

新学期がはじまりますと新聞にこのような記事が多くなってきました。「うちの子に限って……」など考えないで、わが子を交通事故から守りたいものです。

また、原因別では、

◎道路への飛び出し

◎車の直前直後の横断

◎ひとり歩きや路上での遊び

などがおもなものです。こうした事故はもろろん運転者にも責任があり、運転者については安全運転の励行について、注意を喚起しておりますが、運転者のなかには「親が子どもから目をはずさずにさえいてくれたら……」と訴える声があります。

今までの家の中や庭で遊んでいた新入学(園)の子どもさんは、戸外でのひとり歩きになれておりません。

そこで親が率先して「正しい通行方法」など交通作法やルールを実践するとともに、子どもさんにもよく教え、子どもを交通事故から守りましょう。

◆子ども行動範囲を知ろう◆

子どもの交通事故は下校時や道路で遊んでいる時など親の目のとどかないところで発生しております。

自分の子どもがどこでどんな遊びをしているか知っておくことは、子どもを交通事故から守るために、大切なことです。

◎通学通園路をしつかりと

新入生は道路の通行になれておりません。登下校に際しては親と一緒に歩いてみて生きた交通ルールを教えるとともに歩道や歩道橋など安全施設のある通学路を選んでやりましょう。

◎子どもは直進型

子どもはなにかに熱中すると、まわりのことに気がつきません。急に道路に走り出したり、車の前に飛び出してくることがあります。運転者は子どもを見たら赤信号と思い十分注意してください。

◆◆◆

四月六日から全国一斉に

◎飲酒運転の防止

◎無免許運転の防止

◎速度違反の防止

◎追越し違反の防止

◎駐車違反の防止

を重点として、春の交通安全運動が実施されます。

運転者も歩行者も交通ルールをよく守り、交通事故防止につとめましょう。



遠賀町の町章決る 若松区の入江氏入選

遠賀町では新庁舎建設を記念して、町章を募集していましたが、去る三月十六日最終審査の結果、北九州市若松区赤崎町、入江通開さんの図案が一位入選と決り、町議会の協議会にはかり、四月一日告示を行ない正式に遠賀町章に決定しました。

町章の応募者は町内は勿論、北九州市、遠くは東京都からも応募があり、応募数五十三点のうちから、第一次、第二次審査を町内各種団体代表者により行ない、最終審査では、町執行部、報道関係者画家、町内小、中学校美術担当教師により慎重審査し、入選一点、佳作三点を厳選しました。

入選作は遠賀町の「オ」る図案化したもので、「ダイナミックに交るさまは、町民がカッチリとス



クラムを組み遠賀平野にドッシリと根をおろした逞ましい生活力を表し、末広がりは町勢の限りない発展を表現しており、更に分解すれば遠賀川の川と国道3号線、遠賀バイパスの道路表現ともとれ、又中央の支えは将来の町の重責を荷う若者の姿である」などと各審査員は評しており、シンボルマークに相応しいと万場一致で入選に決定しました。

なお佳作は次のとおりです。
東京都青梅市 宇津木澄子
遠賀町島津 山本 豊
八幡区折尾 石部 忠

国民年金保険料納入 免除申請について

国民年金に加入しますと、現在毎月四五〇円(今年七月から五五〇円)の保険料を納めるようになっております。しかし、保険料を納めたくても、家計が苦しくて納められないとか、失業や災害などで納めることができない人は、その保険料が免除されます。

免除には、法律で定められている条件にあてはまれば届出をするだけで免除する場合(法定免除)と、納められない事情を書いた申請書をだして県知事の承認によっ

て免除する場合(申請免除)の二通りがあります。

法定免除

- 一、国民年金の障害年金、障害福祉年金、母子福祉年金の受給権者
- 二、生活保護法による生活扶助、らい予防法の援助を受けるとき

申請免除

- 一、所得がないとき。
- 二、生活扶助以外の扶助をうけているとき。
- 三、所得が少く保険料を納付することが著しく困難であると認められるとき。

ただし若年任意加入者と五年年金加入者は免除されません。

保険料免除期間

- 一、法定免除
免除該当日の属する月前の基準月から、該当しなくなる日の属する日まで。(すでに納付されている期間は除く)
- 二、申請免除
申請日の属する月前の基準月から年度末までの期間で認められた期間。

申請免除の場合の保険料免除基準

- 一、被保険者又は配偶者、若しくは世帯主の前年分の所得につき所得税額があるときは免除され

ない。

- 二、被保険者、その配偶者及び世帯主のいずれにも前年分の所得に対して市町村民税が賦課されていないときは免除される。
- 三、次のいずれかに該当するときは、生活程度その他の事情を考慮して、特例的に認定されることとなります。

- ①申請時の所得状況が前年度と著しく異なるとき。
- ②火災、風水害その他の事故で住宅又は家財に損害をうけたとき。
- ③その他特別な事情があるとき。

保険料の追納

保険料を免除された人が、その後、保険料を納めることができなくなったときは、免除された期間分をさかのぼって(一〇年以内の分について)納めることができます。これは余裕ができたときに追納して、有利な年金給付を受けられるよう配慮されたものです。

保険料免除申請書提出期限

- 一、期限四月三〇日まで
- 一、提出先役場厚生課福祉係まで
印鑑持参のこと。

福岡県警察官採用試験

○採用予定人員
約一二〇名(大卒者を含む)

○受験資格
昭和十九年四月二日から昭和二十九年四月一日までに生まれた男子

○試験期日、試験地
第一次試験 五月十四日(日)
福岡市、北九州市、飯塚市、久留米市

第二次試験 六月初旬
福岡市

○受付期間 四月七日(金)～五月六日(土) (郵送による申込みは五月四日までの消印があるものに限り有効)

○受験申込用紙の請求先
福岡市中央区天神一丁目一番一号(二八一〇)

福岡県警察本部警務課試験係
TEL 〇九二(福岡)
七四一二二三

内線 二二三三
福岡県下の各警察署

○受験申込先
福岡市中央区天神一丁目一番一号(二八一〇)

福岡県警察本部警務課試験係
○採用 昭和四十七年七月以降
○その他
本県の試験と同一の日時、場所で、次の各都府県共同による採用試験も行なわれる。
東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県、奈良県



今月の税金

固定資産税 第一期分
軽自動車税 全 期
納期限 四月二十五日
期限内に完納しましょう

遠賀町史遠散歩のお知らせ

郷土文化研究会では史蹟散歩を左記の通り催しますから希望者は多数ご参加ください。

記

一、とき 四月十六日(日)
午前九時三十分

道管バス停集合

一、ところ 島津・鬼津・尾崎
一、持参品 弁当

※詳細については、遠賀町郷土文化研究会(虫生津古野千年

TEL ③-0425)宛
お問い合わせください。

諸証明手数料改正のお知らせ

昭和二十九年以来印鑑・住民票・その他の諸証明手数料(基本額)は四十円でしたが、去る四月一日から戸籍手数料と同額の五十円

に改正になりましたのでお知らせいたします。

衛生だより

定期予防接種

(三種混合)

次のとおり定期予防接種を実施します。

記

一、日時

四月二十六日 第一回

六月二日 第二回

七月十四日 第三回

時間はいずれも十四時~十五時

二、場所 遠賀町公民館

三、該当者

生後六ヶ月より二才未満の者

でまだ一回も接種したことのない人および三回接種して二年以内で追加(一回)をうけていない人

※接種してはいけない人

熱のある人、けいれんを起したことのある人及び医師が不可と診断した人。

◎母子手帳は必ず持参ください。

生ワクチン投与

次のとおり生ワクチン投与を実施します。

記

一日 五月十二日

十四時~十五時

二、場所 遠賀町公民館

三、該当者 生後三ヶ月よりまた一回も投与をうけていない人及び一回投与をうけた人

※投与をうけてはいけない人

下痢及び熱のある人

種痘、麻疹生ワクチン後一ヶ月を過ぎていない人

◎母子手帳を必ず持参ください。

一般住民

結核レントゲン検診

次のとおり一般住民レントゲン検診を実施しますので該当者はもちろん受検されますようお知らせのます。

記

該当者 町民全員

(保育園、幼稚園、学校及び事務所、会社でレントゲン検診を受けられる人、ならびに六才未満の幼児は除きます)

心配ごと相談日のお知らせ

相談日 四月二十四日
時間 午後一時~四時
場所 町公民館ホール
受付内容 生活苦、仕事、家庭、児童、教育、その他生活上の諸問題

香典返しお礼

次の方々から遠賀町社会福祉協議会に御寄付をいただきましたので厚くお礼を申し上げますとともに

御仏の御冥福をお祈りし、誌上を借りて披露させていただきます。

記

一、金一封

故 稲数一夫様

故 虫生津 伊藤 輝雄

故 安高庸次郎様

尾崎 安高しずよ

故 村田道子様

木守 村田 収三

故 江藤トミ子様

島津 江藤 優



月 日	部 落 名	場 所	時 間
5月2日 (火)	丸 府 台 府	別 府 公 民 館	10. 00~12. 00
	千 別 葉 別	静 光 園	14. 30~16. 30
5月8日 (月)	木 守 府	木 守 公 民 館	10. 00~12. 00
	浅 木	浅 木 公 民 館	13. 00~15. 00
	老 良	老 良 公 民 館	15. 30~16. 30
5月9日 (火)	東町、西町	東 町 公 民 館	10. 00~12. 00
	虫 生 津	毛 利 商 店 前	13. 00~15. 00
	今 古 賀	柴 田 征 一 郎 氏 宅	15. 30~16. 30
5月10日 (水)	尾 崎	尾 崎 公 民 館	10. 00~12. 00
	若 松	若 松 公 民 館	13. 00~15. 00
	島 堂 塔	原 賀 氏 宅 前	15. 30~16. 30
5月11日 (木)	鬼 津	鬼 津 公 民 館	10. 00~12. 00
	道 管 旧 偉 渡 本	広 渡 神 社	13. 30~15. 30
5月13日 (金)	遠 賀 川 町	役 場 公 民 館	10. 00~12. 00